

入会のご案内

薬剤師会に入会すると・・・

- ・ 県薬主催の研修会に無料で参加できます（会員外の研修会参加費：3,000 円）。
- ・ 入会后 1 か月以内の申込みで、ネームプレートを無料で作成します。
- ・ ホームページから業務に必要な資料や資材のダウンロードができます。
- ・ 生涯学習支援システム JPALS(ジェイパルス) や日本薬剤師会研修プラットフォームが無料で利用できます。
- ・ 日本薬剤師会雑誌・熊薬会報が送付されます。
- ・ 薬剤師賠償責任保険・サイバーリスク保険・アンチドーピング活動保険・日本薬剤師共済部に加入できます。
- ・ 日本薬剤師会斡旋図書が会員価格で購入できます。
- ・ 重要なお知らせや研修会の開催案内を受け取ることができます。
- ・ 備蓄医薬品検索システムが利用できます【薬局】。
- ・ 医療材料供給システムが利用できます【薬局】。

会員種別および会費について

< 正会員 >

A 会員・・・薬局等の開設者（薬剤師）（1 店舗目の薬局と併せて）

B 会員・・・A 会員以外の薬剤師

< 準会員 >

正会員以外の薬剤師で、本会の事業に協力する者

< 終身会員 >

会員期間が継続して 30 年以上の正会員で、当該年度以前に満 80 歳に達し、正会員の権利を有しない者

< 特別会員 >

薬科大学、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者

< 賛助会員 >

薬剤師ではないが、会の目的及び事業に賛同し、事業に賛助するため入会を希望する個人および団体（2 店舗目以降の薬局会員はこれに該当する）

会費等一覧表

(単位：円)

会員区分		会費	入会金
正 会 員	A 会員	42,500 〔 県薬会費 24,500 円 日薬会費 18,000 円 〕	150,000
	B 会員	22,000 〔 県薬会費 15,000 円 日薬会費 7,000 円 〕	10,000
準会員		11,000	10,000
終身会員		5,000	—
特別会員		1,000	—
賛助会員		42,500	150,000

※年度の途中で入会した場合は、県薬会費が月割りの金額となります。

(ただし、日薬会費については4～9月入会だと満額、10～3月入会だと半額の計算)

なお、入会日が1～15日までの場合当月分から、16～31日までの場合翌月分から請求となります。

その他の負担金について

○保険薬局負担金・・・会員保険薬局に、毎月負担いただきます。

○学校薬剤師負担金・・・学校薬剤師に負担いただきます(6,000円)。

入会の手続きについて

- ① 入会申込書を県薬事務局へご提出ください。
- ② 事務局で受付・確認後、入会書類等と一緒に入会金・会費の振込用紙を返送します。
- ③ 上記の振込用紙または窓口にて入会金をお支払いください（再入会の方は免除）。



入会完了

手続きにあたって

- ・ 入会申込書を、県薬事務局へご提出ください。
薬局が入会の場合は、申込書右上に、所属支部の支部長印を押印のうえ提出してください。
- ・ 入会日は、入会申込書と入会金が揃った日付となります。
- ・ 入会された方の名簿は本会会報誌に掲載されます。
掲載を希望されない場合は、入会申込書の備考欄等に記入しお知らせください。

会員資格の継続と喪失について

- ・ 会員資格は、退会届のご提出がない場合、毎年自動継続されます。
- ・ 会費を2年以上滞納すると会員資格喪失となり、退会の取扱いとなります。

入会申込書 (特別会員)

会 長	副会長	専務理事	支部長

氏 名	ふりがな					男 女	生年 月日	S・H 年 月 日
自 住 宅 所						TEL () - E-mail ()		
学 校 名	所在地					TEL () - FAX () -		
	ふりがな							
	名 称							
学 部								
学 科								
学 年								
備 考								

熊本県薬剤師会定款第6条の規定及び会員規程第9条に基づき、入会を申込みます。

年 月 日

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

公益社団法人 熊本県薬剤師会会長 様

伺い：本書により手続きしてよろしいか。					
事務局長	次 長	係 長	主 任	係 員	受付日付印